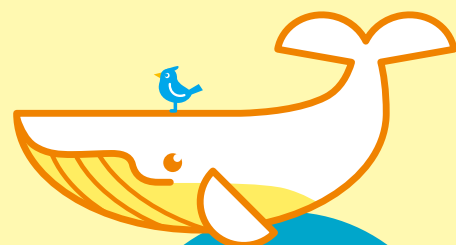




いつも、あなたのそばに。

always by your side



2013年
夏号

Legal Support Press
Vol.4

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集

再び市民後見人を務める



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

特集

再び『市民後見人』を考える

市民後見人の育成及び活用に向けて

平成24年4月1日施行の老人福祉法第32条の2、続く平成25年4月1日からの知的障害者福祉法28条の2の施行により、市町村による市民後見人の育成及び活用に向けての取り組みが本格的に始動することになりそうです。

両法において規定されている内容は、①研修の実施、②家庭裁判所への推薦、③その他必要な措置（名簿登録、市民後見人への支援等）で、これらを通じて市町村長申立の推進や、市民後見人の育成及び活用が図られることが期待されています。

各市町村、社会福祉協議会はじめ関係者の間では、市民後見人育成及

び活用に向けての関心、そのための議論も徐々に高まってきていることと思います。

厚生労働省が平成23年度から実施している市民後見推進事業の実施自治体数も、初年度の37市区町（26都道府県）が、平成24年度には、87市区町（33都道府県）となっており、数値の面にもその傾向が表れてきています。

リーガルサポートでは、平成17年10月1日に公表した「成年後見制度改善に向けての提言」において、「市民後見人」という言葉を発案し提言した最初の者として、これから本格的に始まる全国各地での市民後見人の育成及び活用の事業に積極的に関わっていくこととしており、平成24年7月創刊のリーガルサポートプレス創刊号で『市民後見人を考える』

特集を発表しました。本号では、各市町村による市民後見人の育成及び活用の取り組みが今後本格的に開始されていく中で、リーガルサポートへ寄せられる期待や、リーガルサポートが果たすべき役割といった点を踏まえ、現在の活動状況や今後の予定などを紹介していきたいと思っています。

市民後見人育成事業 支援委員会の設置

リーガルサポートは、平成24年度事業計画の第1に、「市民後見人の養成・支援等に積極的に関わって行く」ことを掲げ、そのための重点目標として、「市民後見人憲章」の策定を行いその理念を明確にすると共に、自治体等「市民後見人」の養

実施市町村等への支援

「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」の平成24年3月27日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室から各都道府県・政令指定都市市民後見担当（部）局に宛てられた事務連絡には、地域の後見ニーズ等の実態を把握し、その地域にあった取り組みを行うことが重要であり、その際には司法書士等専門職による支援体制を構築すること、といった指摘があります。

このことから、リーガルサポートは、これまでの成年後見制度の普及活動や、専門職後見人の育成事業、さらに全国各地で数万人の方々の成年後見人等に就任し蓄積してきた数々の経験とノウハウを活用して、各市町村や市町村から委託を受けて市民後見人の育成及び活用の事業を実施する社会福祉協議会などと連携していくことが重要だと考えています。そして、市町村等が市民

後見人の育成及び活用事業を実施するに際しては、該当地域のリーガルサポート支部が積極的に支援し、事業が円滑に実施されるよう支部と連携して委員会も必要な支援を行っていきます。

例えば、すでに養成研修を実施している市町村等や、養成研修を開始しようとしている市町村等からの大きな要望の一つとして、講師派遣が挙げられますが、委員会からの講師派遣も予定しています。

また、地方のある市からの要請で、「市民後見人養成事業」及び「市民後見人の市民への広報・啓発のためのシンポジウム等」の事業について、リーガルサポートが市から委託を受けて実施する方向で具体的な協議を進めています。今後も、市町村等からリーガルサポートへの事業の一部委託など同様の要請について、実施可能な支援体制の構築に向け、市町村等と十分協議をして実現していきたいと考えています。

また、どこから、どのように市民後見人の育成及び活用の事業を開始すればいいのかがわかりにくい市町村に対しての支援も必要と考え、その対応についても検討しています。

次のページへ
続きはあそびます！



「市民後見人 養成講座」の発刊

市民後見人の育成及び活用事業において、重要なことの二つに養成研修カリキュラムをいかに充実させるかという課題があります。リーガルサポートではこの問題に対し、平成25年1月から3月にかけて、「市民後見人養成講座」を順次発刊しました。厚生労働省から示されたカリキュラムに準拠し、第1巻（成年後見制度の位置づけと権利擁護）第2巻（市民後見人の基礎知識）第3巻（市民後見人の実務）の3分冊で構成されています。すでに養成研修のテキストとして採用された例もあります。が、養成研修のテキスト採用以外にも、市民後見人が後見実務を行う際の参考図書として、市町村あるいは社会福祉協議会で養成研修の企画を担当される方が成年後見制度の理解を深めていただく目的などとして幅広く活用可能な内容ですので、是非一度手に取ってご覧いただきたいと思っています。

本書で、リーガルサポートの考える「市民後見人の定義」の一端が市民後

見人像としてまとめられていますので、以下に一部引用して紹介することにします。

「①司法書士・弁護士・社会福祉士等の専門職でない一般市民である。②市民後見人養成講座を修了している。③実際に家庭裁判所から後見人として選任されている。④個人受任が原則である（多数の社会福祉協議会、NPO法人等が法人後見を行っている現状から、法人後見の「支援員」として活動している形態もある。）⑤任意後見人は含まない。⑥自治体またはその委託を受けた社会福祉協議会、NPO法人等の実施機関、さらに専門職等のサポートを受けている。⑦本人と同じ地域に住んでいる。⑧社会貢献として本人のための権利擁護活動をする。以上を要素として、市民後見人像を考えるならば、「市民後見人とは、家庭裁判所から後見人として選任され、社会福祉協議会、NPO法人等のサポートを受け、地域社会で社会貢献を目的として本人の権利擁護活動を行う一般市民のことである」ということができます。」（市民後見人養成講座1、10頁）

市民後見人育成及び 活用事業の実施に 関するセミナーの開催

リーガルサポートでは、平成25年度の市民後見人育成支援事業の一つとして、平成25年9月5日（木）中央大学駿河台記念館に於いて、全国自治体を対象に「市民後見人育成事業の取組み」に関するセミナーを開催します。ここでは、市民後見人育成及び活用事業のあり方を策定する組織づくりに着手して、事業を開始している自治体の例、ある程度広域の連合体を組んで市民後見人の育成及び活用事業を展開している例、リーガルサポートが市町村と契約を結び市民後見人の育成及び活用事業を行おうとしている例、といったいくつかの事例報告他、市民後見人養成研修カリキュラムの策定、市民後見人の活動支援の具体的方法などについての重要なポイントを提案していきます。これらを通じて、各地域の実情に合った事業実施方法を検討し、各市町村等における市民後見人養成及び活用の事

業を支援する機会にしたいと考えています。併せて、全国各地に会員を擁するリーガルサポートの取り組みも紹介することになっています。

市民後見人の育成といっても、実際どのように開始しているのか？あるいは、すでに開始しているのか？うまくついているのだろうか？など、いろいろな疑問があると思います。そして、取り組みからには成功させたいという思いは関係者共通のものであり、リーガルサポートも同様で、市民後見人が地域に根付いていくには、やはり取り組みを始める最初が大切だと考えています。まず、地域においてどのような市民後見人の育成を目指すのか、研修を終えた候補者を家庭裁判所に推薦し市民後見人として活動できる審判につなげるには何が必要か、そして、市民後見人の活動を支援する体制を地域でどのように構築するか、といった二連の仕組みづくりが大変重要です。セミナーではそのための様々な情報を提供していく予定ですので、是非多数の関係者にご参加いただき、地域における今後の取り組み

みを考える機会にいただければと思います。

市民後見人憲章の 策定に向けて

市民後見人は、共助の精神に基づく地域福祉推進への積極的参加の活動である反面、家庭裁判所の審判によつてはじめて活動できる点、及び法律上の権限が付与されるといった点で、単に自主的に善意で行うボランティアとは一線を画するものです。また、いったん審判に基づき活動を開始した以上は、一定の正当な理由により家庭裁判所の許可を得なければ、勝手に辞めることは許されず、基本的には本人が死亡するまで活動を継続しなければなりません。このように、市民後見人の活動は覚悟を要するものといえ、その崇高な活動が社会から尊敬を受け、権利擁護の担い手として地域社会に深く根付いていくために「市民後見人憲章」の策定に向けても、さらに検討を重ねていきたいと考えています。

（高橋隆晋）

自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業の取組み」

リーガルサポートでは、平成25年度の市民後見人育成事業支援の一つとして、全国自治体及び社会福祉協議会を対象に『自治体向けセミナー「市民後見人育成事業の取組み」』を開催。

日時 9月5日（木） 場所 中央大学駿河台記念館
東京都千代田区神田駿河台3-11-5

お知らせ

成年後見制度利用者（被後見人）の 選挙権の回復を受けて！



公職選挙法第11条1項1号の規定廃止を求める署名を総務省へ提出。

選挙権を有しない者として成年被後見人が挙げられているからなのですが、この規定は憲法15条や43条等に違反し無効であるという内容のものでした。

東京地裁の判決（以下、本判決と言います。）は、国の考えに対して明快な論旨を展開して、公職選挙法11条1項1号の規定を違憲と結論づけました。

管理・処分する能力』の有無であり、これは、選挙権を行使するに足る能力とは明らかに異なるものであるから、成年被後見人とされた者が総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけではないことは明らかであり、実際に、自己の財産等の適切な管理や処分はできなくとも、選挙権を行使するに足る能力を有する成年被後見人は少なからず存在すると認められる」として、事理を弁識する能力を欠く常況にあれば通常は政治参画を期待できない、とする国の見解とは相反する見解を示しました。

購入等日常生活に関する行為などもその効果が理解できる限り成年後見人の同意なくして単独で行えます。このような成年被後見人が、選挙する能力は有していないとする論理自体に無理があるのではないのでしょうか。

また、本判決でも触れているように、家庭裁判所の審判においても、利用者本人の財産管理能力について審査されはしても選挙能力について審査されることはありません。さらに、後見等の申立に添付される診断書でも財産管理能力の有無についてしか触れられていないのが現実なのです。

3. 新しい成年後見制度の 理念からの検証

2000年4月から施行された新しい成年後見制度について、本判決では「成年後見制度の沿革を見ると、禁治産制度が設けられた明治時代とは高齢者、知的障害者及び精神障害者等をめぐる社会状況に大きな変化が生じたことに鑑み、これ

1. 違憲判決が出される！

この春、成年被後見人の選挙権を認める判決が東京地方裁判所で言い渡されました。成年後見制度の利用者である成年被後見人に選挙権がないのは、公職選挙法第11条1項1号に、

2. 選挙権を行使する能力と 選挙権を制限する根拠について

まず、成年被後見人の選挙権に関する能力の問題について、本判決では次のように述べています。

「後見開始の審判の際に判断される能力は、『自己の財産を

らの者の自己決定の尊重及び残存能力活用、そして障害のある人も通常の生活をする事ができるような社会を作るというノーマライゼーションという新しい理念に基づいて、平成11年の民法の一部改正によって成年後見制度が設けられたものである」と述べています。

当法人も、「成年後見制度改革に向けての提言」（2005年10月1日）において、公職選挙法11条1項1号の規定はノーマライゼーションの観点から再検討されるべきであるとの提言を行っています。また、この規定の廃止を求める署名活動をつい最近まで実施しておりましたが、集まった署名用紙を本年5月1日に総務省へ持参して、廃止の要望を行っております。

4. 同じ能力でも選挙できる人と できない人が現れる疑問

知的障害者の施設では、普段は同じような能力の人たちであるのに、選挙の投票日になると、成年後見制度を利用しているか否かによって投票できる人と投

票できない人に分かれることになり、本人も家族も何ともやりきれない思いになると聞きます。

本判決では、個別による対応が諸外国では現実に行われていることを指摘しています。これは、諸外国で可能なことがなぜ日本では困難となるのか、というもつともな指摘であり、暗に国の怠慢を批判しているようにも思えます。

また、「選挙権は国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであるから、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることが『やむを得ない』と認められる事由がなければならぬ」としたうえで、「実際の運用に困難が伴うからといって、およそ制度趣旨を異にする成年後見制度を借用して成年被後見人から一律に選挙権を奪うことが『やむを得ない』とはいえない」として、本来私法上の制度である成年後見制度を安易に借用するよ

5. 選挙権回復を受けて なすべきこと

うなやり方を厳しく戒め、「本件のように、『やむを得ない事由』がないのに国民の選挙権を制限する立法をすることは、立法裁量の限界を超えて憲法に反することになる」と断言しています。

国は、この判決を受けていち早く公職選挙法の改正に着手し、今国会において公職選挙法の改正案が可決され、成年被後見人に対する選挙権及び被選挙権が認められることとなりました。

この改正は、「障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。」とする国際連合の「障害者の権利に関する条約」の12条2項の趣旨にも合致するもので、高く評価したいと思いますし、本年7月に予定されている次期参議院議員選挙から成年被後見人の選挙権が行使できるように最善の努力を尽くすべ

いずれにしても、この判決が与えた意義の大きさを改めて感ぜざるを得ませんが、一方で、残された課題も見えてきました。

それは、成年後見制度（家庭裁判所の審判）を、今回の公職選挙法のように、全く別の法令等が安易に借用、転用してしまっていることにより、権利の救いを求めたはずの制度によって、今度は別の権利が侵害あるいは制限されてしまうという、極めて不合理な事態を作り出している現実がまだまだ多数存在していることです。

今回の公職選挙法の改正を機に、未だ100以上の法令等において設けられている成年被後見人の資格制限や地位の剥奪等についての再検討がなされることを願ってやみません。

（岩井英典）

講演会

「イギリス及びドイツの
成年後見制度の現状について」

平成25年5月24日(金)リーガルサポート主催による講演会が東京千代田区のベルサール神保町において開催されました。イギリスからロンドン保護裁判所上席判事デンゼル・ラッシュュ氏、ドイツからゲッティンゲン大学教授フォルカー・リップ氏をお迎えし、制度の現状について拝聴しました。

「イギリス及びウェールズにおける成年後見ー
デンゼル・ラッシュュ氏

2005年意思能力法により「本人には能力がある」という前提に立ち、可能な限り自己決定



を支援する。代行決定は例外的で、保護裁判所自らが決定を行う「保護裁判所後見」(重大な医療行為に関する決定など)が優先される。「保護裁判所による後見人選任」は、特別な必要性を要件とし、支援の範囲・期間は限定的である。保護裁判所は判断能力の不十分な人々の問題の解決を、後見庁は制度の運用状況の監視・管理を行う。判断能力の不十分な人々の支援者のための行動規範が作成されている。

「ドイツにおける成年の法的保護ー
フォルカー・リップ氏

成年者世話法では、全面的な後見は存在せず、被世話人であっても行為能力の制限を受けない。「必要性・補充性の原則」のもと世話裁判所による同意権留保の場合にのみ、例外的に制約を受ける。世話人が行う重要な身上監護事項に関する決定には、世話裁判所の許可も要求される。世話開始・世話人選任・世話事務遂行などあらゆる場面で「自己決定権の尊重」の理念が現れる。世話裁判所は、自治体の担当課及び民間の世話協会との連携を得て機能しており、この三者は法律によって規定される。

続いて中央大学法学部教授新井誠氏より講評がありました。

イギリスについて

無能力の定義はとても参考になる。ベストインタレストのチェックリスト、合理的な行動に基づく責任免除規定、医療行為拒否の規定及び行動規範などが特徴的である。

ドイツについて

世話人の選任と能力制限は連動しないこと、7年毎の支援の再検討など日本との差が非常に大きい。医療行為の規定が世話裁判所の特別決定事項に含まれること、世話人の順序の定め、専門家が世話人になる場合の仕分けの基準など参考になる。

最後にデンゼル・ラッシュュ氏とフォルカー・リップ氏に対する質疑応答が行われました。会場からは多岐にわたる質問が寄せられ、わが国の仕組みをどのように発展させていくのか、このヒントを学びたいという思いが熱く伝わる講演会となりました。(ふ)

日本成年後見法学会 第10回学術大会

「任意後見制度の現状と問題点」

平成25年5月25日(土)自然豊かな中央大学多摩キャンパスにおいて「任意後見制度の現状と問題点」をテーマに日本成年後見法学会学術大会が開催され、会場がほぼ満席となる200名以上の方々が参加されました。

午前中の部では、任意後見に携わる各部門の有識者の方々からの基調報告が行われました。報告では「任意後見は本人が自ら関与し、契約に対する積極的な意思が必要である、それを踏まえ任意後見の質的向上をはかり本来の意義を活かした上で、実績件数で低調である任意後見の後見の中心的位置としていきたい。」新井誠氏(学会理事長・中央大学教授)といった制度の意義に始まり、「適格な受任者の確保、しっかりした監督制度が必要であり、発効までに本人との信頼関係を築いていくことが大切」布施憲子氏(弁護士)「費用を保障する保険制度の導入、公的な監督制度の創設、分業が可能であり永続生もある法人受任の推進などが必要」高橋弘氏(司法書士)などの改善提言、「権限濫用防止策として、実務上の留意点についての冊子を全公証人に配布するなど公証人会でも取組んでいる、今後も関

係団体、現場で業務に従事している専門職との連携を深めていきたい。」寺尾洋氏(公証人)といった公証実務における現状と課題などについてお話がありました。

午後の部では、ロンドン保護裁判所上席判事デンゼル・ラッシュュ氏とドイツ・ゲッティンゲン大学教授フォルカー・リップ氏による特別講演と、両氏をパネリストに迎えてのパネルディスカッションが行われました。デンゼル・ラッシュュ氏の「イギリスの任意後見制度」と題する講演の中で印象に残ったのは、イギリス任意後見制度は複数後見人が基本であること、親族後見が多いこと、費用が安く手続きも簡易であるというようなことです。続くフォルカー・リップ氏による「自分のことは自分で決める」法定後見制度と対比した任意後見制度」と題する講演の中では、ドイツ任意後見制度を法定後見と比較すると、個人の自立が尊重される、国家の介入を極力避ける、自分で費用を払うというお話が印象に残りました。

デンゼル・ラッシュュ氏とフォルカー・リップ氏による特別講演に続いて、新井誠氏の進行によるパネルディスカッションが行われました。パネ



相談内容

いなかにある本人名義の土地・建物を売りたいんですが・・・?

成年被後見人本人の財産を管理することは、成年後見人の重要な仕事です。成年後見人は、本人の心身や生活の状況に配慮しながら、本人の人間としての尊厳が守られ、かつ安心して日常生活が送ることができるよう、本人の財産を管理しなければなりません。そのため、成年後見人は財産全体を把握したうえで、その財産を減らさないことだけに心を配るのではなく、本人の利益のため積極的に財産の活用を考えることも必要になることがあります。そのような場面の一つとして、今回は居住用不動産の処分について考えてみます。



相談者

50代後半
男性の依頼者(以下:相)



回答者

司法書士ランナーズ、リーガルサポート広報委員
司法書士 齋藤 博厚さん(以下:回)

額利用料分が残るんで、その気になったんですがね、その不動産屋が裁判所の許可がいるんじゃないか?って言いだしてね、どうのことかと思ってこうして伺ったんですよ。

回 なるほど分かりました。居住用不動産の処分の件ですね。

相 え!!先生、居住用不動産っていったって、母は父が亡くなった1年後くらいにこっちで私らと同居を始め、その時に住民票もこっちにもってきましたから、父からの相続で名義は母のものになっているけど、その家にはもう7～8年誰も住んでいませんよ。

回 順を追って説明しましょう。まず、民法には成年後見人や不動産処分の代理権が付与された保佐人・補助人について、次のように定められています。

成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

民法859条の3・876条の5第2項・876条の10第1項

相 ハアハア～!不動産屋はこのことを言ったんですね。でも、なんでこの規定があるんですか?

回 この規定は、居住用不動産を売却等して本人の居住環境が変わると、本人の心身や生活等に大きな影響を与えるだろうと云うことを考慮して、家庭裁判所の許可が必要とされたものだと言われていますね。

相 許可を得ないで処分した場合は、どうなるんですか?

回 許可を得ないでした処分は、無効と考えられています。それで不動産

屋さんは許可がいると言ったんですよ。

相 なるほど。でも、「居住の用に供する」ってどういうことですか?さっきも言ったとおり、いなかの家は、もう7～8年誰も住んでいないんですよ。

回 「居住の用に供する」とは、

① 生活の本拠として現に本人が居住している場合

② 現在は居住していないが、過去に生活の本拠としての実態があった場合

・・・お母様の場合は、このケースですね。

③ 将来、本人の居住用として利用する予定がある場合

のいずれかにあたる場合であると云われています。

この場合、居住しているかどうかの判断は、住民票を置いているなどといった形式的なものではなく、これまでの本人の生活を踏まえて、実質的に判断する必要があるんですよ。

相 分かりました。母はいなかの家に住んでいましたから、「居住の用に供」していたということですね。

ところで、いなかの家の場合、売却を考えているんで「処分」というのは分かるんですが、今回売らんじゃなくて、貸したり抵当権を付けたりすることにした場合も「処分」なんですか?

回 そうですね。「処分」というのは、単なる管理を超えて、財産の状態を変える行為のことですので、売却の他、誰かに貸したり、あるいは誰かから借りていた契約を解除したり、抵当権を設定したりすることも「処分」にあたりますね。

相 そうなんですね。ついでに参考のためお聞きするんですけど、法律には「その他これらに準ずる処分」ってありますよね。これってどんなことを言っているんですか?

回 例えば誰かにあげてしまう贈与。それから最近増えてきた「信託」の設定、建物の解体・取り壊しなども「その他これらに準ずる処分」として裁判所の許可が必要です。

相 へー!いろいろあるんですね。それじゃあ、裁判所の許可をもらうには、具体的にどうしたらいいんですか?

回 管轄の家庭裁判所に居住用不動産の処分の許可申立をすることになるんですが、その前にお母様の状態が良いときに有料老人ホームに移ることやいなかの家を売ることを、ゆっくり丁寧に分かりやすく説明して、できるだけお母様のお考え・お気持ちを聞いてみてくださいね。そのうえでお母様のお考え・お気持ちに沿った形で「処分」することをお考えください。

相 わかりました。まだ、ちゃんとした受け答えができるときがありますので、その時を見計らって話してみます。

回 ぜひ、そうしてください。それで、申立の手続きです。まず、「申立書」を作りますが、これには「申立の理由」として居住用不動産の処分の必要性を記載します。お母様の場合は、常時介護が必要なのに、特養の入所が困難で、有料老人ホームへの入所を検討したが入居金や今後の利用料を預貯金や年金収入では賄えない。そのため、いなかの不動産を売却したい。といった事情を書くことになります。その上で、売却価格の妥当性を証明するため、固定資産評価証明書や近隣の売買事例のデータ、複数の不動産業者から取り寄せた見積書などのほか、売買契約に問題がないことを証するために契約書(案)などを資料として添付して申し立てるといいでしょう。

相 けっこう大変そうですね。私にできますかね?

回 申立書の作成や申立手続きは司法書士ができますので、もし、ご依頼を頂ければ私がお手伝いしますよ。もちろんその時は若干の報酬をいただきますがね(笑)



不安や疑問は
何でもご相談
ください!



「成年後見物語」発刊のお知らせ

「法定後見」から「任意代理」「任意後見」「死後の事務」「遺言」にいたるまで、成年後見人の具体的な業務について、わかりやすく解説した小冊子です。平成25年3月にリニューアルいたしました。旧「成年後見物語」と旧「成年後見物語パートⅡ」の合体版です。

お申込み方法

- リーガルサポートホームページ内の申込書をご利用下さい。
- またはリーガルサポート本部へお申込み下さい。



A4版
オールカラー
16ページ

リーガルサポートの委員会を紹介します／ 実践成年後見企画委員会

2000(平成12)年12月に「実践成年後見」(株民事法研究会発行)は誕生しました。

当初はリーガルサポートのみで企画立案して発刊していましたが、2005(平成17)年7月発刊からは、弁護士、社会福祉士を交えて専門家三者による共同編集が実現しました。

しかし、現在でも重要部分の骨組みである「企画」は、全国各地から集まった当委員会の委員が担当しています。

今までの特集テーマは、「2010年成年後見法世界会議」(No.36)、「医療行為と成年後見・再編」(No.40)、「市民後見人の養成・支援」(No.42)、「任意後見制度の

課題と展望」(No.45)などです。

既に45号まで発行されていますが、リニューアル記念号「47号」では特別企画を準備し、より多くの方々に成年後見制度への理解を深めて頂くことを目指しています。

「実践成年後見」は、平成26年から年6回発行となる我が国を代表する成年後見専門誌です。

一度、手に取って読んでみては如何でしょうか。(む)



編集後記

先日、私がセミナーで成年後見の講義をした後、受講されていた40代の女性から質問を受けました。知的障害者の子供のために成年後見制度を利用したいが、私も家族もどの順番で不幸が起こるかわからない。そこで、子供の成年後見人になる家族に順序をつけておきたいという相談でした。確かに、長期間かつ継続して家族が身内の後見人になるような

場合、家族の中で後見人の順位をつけておくことが必要なケースも出てくると思います。現行法ではどう対応すべきでしょうか。後見人選任申立てのときに事情として記載しておくか、遺言書を作成して付言事項に残しておくか、そもそも後見人の選任は裁判所の専権事項ですからいずれにせよ確実な方法はないのですが…。成年後見制度についてまだまだ考えることが多いなと改めて考えさせられました。(い)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索！／

リーガルサポート ○○支部

検索

- | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| ●札幌支部 011-280-7078 HP | ●千葉県支部 043-301-7831 | ●富山県支部 076-431-9332 | ●徳島支部 088-622-1865 HP |
| ●函館支部 0138-27-0726 | ●茨城支部 029-302-3166 HP | ●大阪支部 06-4790-5643 HP | ●高知支部 088-825-3141 |
| ●旭川支部 0166-51-9058 | ●とちぎ支部 028-632-9420 | ●京都支部 075-255-2578 HP | ●えひめ支部 089-941-8065 |
| ●釧路支部 0154-41-8332 | ●群馬支部 027-224-7773 HP | ●兵庫支部 078-341-8686 HP | ●福岡支部 092-738-1666 HP |
| ●宮城支部 022-263-6786 | ●静岡支部 054-289-3999 | ●奈良支部 0742-22-6707 HP | ●佐賀支部 0952-29-0626 |
| ●ふくしま支部 024-533-7234 | ●山梨支部 055-254-8030 HP | ●滋賀支部 077-525-1093 | ●長崎支部 095-823-4710 |
| ●山形支部 023-623-3322 | ●ながの支部 026-232-7492 HP | ●和歌山支部 073-422-0568 | ●大分支部 097-532-7579 |
| ●岩手支部 019-653-6101 | ●新潟県支部 025-244-5141 | ●広島支部 082-511-0230 | ●熊本支部 096-364-2889 HP |
| ●秋田支部 018-824-0055 | ●愛知支部 052-683-6696 HP | ●山口支部 083-924-5220 HP | ●鹿児島支部 099-251-5822 |
| ●青森支部 017-775-1205 | ●三重支部 059-213-4666 | ●岡山県支部 086-226-0470 HP | ●宮崎県支部 0985-28-8599 |
| ●東京支部 03-3353-8191 HP | ●岐阜県支部 058-259-7118 | ●鳥取支部 0857-24-7013 | ●沖縄支部 098-867-3526 |
| ●神奈川支部 045-640-4345 | ●福井県支部 0776-30-0016 | ●しまね支部 0854-22-1026 | |
| ●埼玉支部 048-845-8551 HP | ●石川県支部 076-291-7070 | ●香川県支部 087-821-5701 | |

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページに
音声読み上げ機能が追加されました！

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索